

< 石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する意見の募集（パブリックコメント）への応募 >

2006年11月23日

環境省環境保健部石綿健康被害対策室御中

働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

「石綿の健康被害にの救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要」についての意見

石綿による健康被害は、石綿が国民の健康にとって有害であることを知りながら、石綿を輸入し石綿製品を製造し販売した大企業群と、それらを規制しなかった国によってもたらされました。したがって石綿による健康被害の救済に関わる費用は石綿関連大企業、国が負担するのが妥当であり、労災適用事業主等から「一般拠出金」として広く徴収するのは適切ではありません。

「石綿による健康被害の救済に係わる事業主負担に関する検討会」の報告によりますと、石綿による健康被害の救済に関わる費用は平成19年度から年額90億5千万円で国、自治体の負担をのぞいて73億8千万円が事業主負担となっています。そのうち「石綿の使用量、指定疾病の発生状況その他の事情を勘案して政令で定める」とされた特別事業者はわずか4社で、その負担額は3億3千8百万円にすぎません。

政令案（3）で示されている特別事業所の要件については、の「石綿の使用量」を「石綿の取扱量」とあらため輸入業者も含め1トンという基準を下げることに、の中皮腫による死亡者数の人口10万対0.553人の基準もさらに低く設定すること、の肺がん・中皮腫の労災認定が10件以上であることの要件をさらに低く設定して、特別事業者を増やす必要があります。また政令案（4）で示されている特別拠出金の算定方法を一社あたりの拠出額をさらに増額するようあらため、全体として石綿関連大企業の拠出を増やすことが必要です。

石綿による健康被害の救済に関する法律によって救済された被害者はなお少数であり、救済額も低く、改善が必要です。石綿ばく露による中皮腫、肺がん等は潜伏期間の長い疾患であり、こんごさらに被害が拡大していくことを考えれば、被害者救済のための財源の確保は重要な課題です。最初にも述べましたが、国と石綿関連大企業の責任を明らかにして十分な財源を確保し、健康被害者に対する十分な補償をする制度の確立が必要です。